

令和3年第5回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和3年9月15日(水曜日) 午前10時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|--|
| 日程第 1 | 認定第1号 | 令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第2号 | 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第3号 | 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第4号 | 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第5号 | 令和2年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第6号 | 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第7号 | 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第8号 | 令和2年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 | |
| 日程第10 | 発委第1号 | 議員の派遣について (議会運営委員長提出) |
| 日程第11 | 発委第2号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について (総務産業常任委員長提出) |
| 日程第12 | 請願第1号 | 町道高田線拡幅工事に関する請願について
(総務産業常任委員長報告) |
| 日程第13 | 陳情第1号 | 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情について
(総務産業常任委員長報告) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君
子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、認定第1号 令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 令和2年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案を一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 益子純恵君登壇〕

- 決算審査特別委員長（益子純恵君） 決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号

令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和2年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8会計の決算については、令和3年9月7日から14日までの6日間、所管課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

各会計決算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業の6会計は全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

特別委員会における意見等といたしまして、所管課それぞれの審査の際に申し上げましたが、本報告においては、1、債権の管理については、債権所管課で債権回収計画を早急に策定し、情報を共有する会議等を開催するなど、計画的に債権回収に努められたい。併せて、効果的に事務処理ができるよう、庁内で統一した基準等を整理されたい。また、不納欠損処理をする場合は、債権管理条例等関係法令を遵守し、適正に処理されたい。

2、森林環境譲与税の用途については、創設の趣旨を踏まえ、目的に沿った計画を早急に策定され、当町に合った適切な森林の整備等を進められたい。

3、小・中学校の不登校の児童・生徒が多い状況にある。不登校には様々な要因等が考えられるので、個々の不登校児童・生徒に寄り添った対応をし、課題解決に向け不登校対策を充実していくよう努められたい。

以上、3項目について意見等を付しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 審査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第1号 令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第3号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、

委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 令和2年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、町長から発言があればこれを許します。

町長。

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま令和2年度那珂川町一般会計歳入歳出決算ほか6特別会計及び水道事業決算の認定をいただきまして、誠にありがとうございました。決算審査特別委員会の中でご指摘を受けました事項、要望等につきましては、庁議等において検討、対応をし、善処してまいりたい

いと考えております。

なお、令和3年度も間もなく下半期に入っております。決算の結果を踏まえ、引き続き令和3年度予算の適正な予算執行に努めてまいりたい所存であります。

長時間にわたりまして慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、認定に対する御礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（鈴木 繁君） 日程第9、那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、山本一枝氏、薄井秀雄氏、佐藤良美氏、高堀孝男氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山本一枝氏、薄井秀雄氏、佐藤良美氏、高堀孝男氏を選挙管理委員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本一枝氏、薄井秀雄氏、佐藤良美氏、高堀孝男氏が

選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、小祝邦之氏、稲澤久美子氏、益子 実氏、薄井幸子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小祝邦之氏、稲澤久美子氏、益子 実氏、薄井幸子氏を選挙管理委員補充員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小祝邦之氏、稲澤久美子氏、益子 実氏、薄井幸子氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長において指名した順序にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長において指名した順序に決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第10、発委第1号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 阿久津武之君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津武之君） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について提案の趣旨説明を申し上げます。

提案する派遣は1件でございます。

毎年、栃木県町村議会議長会主催により開催されます町村議会議員研修会に、本年度においても全議員を出席させるものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第11、発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 大金 清君登壇〕

○総務産業常任委員長（大金 清君） ただいま提案になりました発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、全国町村議会議長会からの依頼に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出したく提案するものであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的・社

会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

これらのことから、地方財政対策及び地方税制改正を強く要望し、内閣総理大臣外7名に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第12、請願第1号 町道高田線拡幅工事に関する請願についてを議題とします。

本件については、今期定例会において総務産業常任委員会に審査を付託いたしました。委員会で審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 大金 清君登壇〕

○総務産業常任委員長（大金 清君） 請願第1号 町道高田線拡幅工事に関する請願書について、総務産業常任委員会の審査結果について報告いたします。

この請願は、8月19日に、小川第4区長、佐藤信親氏外4名が請願人として提出されたものであり、紹介議員は、福田浩二議員と川俣義雅議員の2名であります。

請願の内容は、町道高田線は小川舟戸地区より国道294号に抜ける道路であり、生活道路及び通学路としても利用されておりますが、狭隘のため、安全確保の観点から早急に拡幅工事を求めるというものであります。

当請願書については、9月3日に委員会を開催し、紹介議員及び所管課長並びに現地調査において請願人から説明や意見等をいただき、慎重に審査いたしました。

審査した結果、この路線は、以前より地元住民から要望があり、その当時の議員が一般質問をしてきた経緯がある路線であります。過去には児童・生徒が側溝に落ちた事案も発生しており、歩行者への安全管理義務の観点から、早急に安全対策を講じる必要があるものと認められることから、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は、委員会での審査の経過と結果に対してのみの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 町道高田線拡幅工事に関する請願書についてに対する委員長の報告は採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第13、陳情第1号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

本件については、今期定例会において総務産業常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。
総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 大金 清君登壇〕

○総務産業常任委員長（大金 清君） 陳情第1号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情書について、総務産業常任委員会の審査結果について報告いたします。

この陳情は、8月16日に、那須南九条の会代表、高野允義氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、広島と長崎に原爆が投下され76年が経過し、核兵器廃絶に向けた運動が発展、前進し、2021年1月に国連で核兵器禁止条約が発効され、唯一の被爆国である日本政府が同条約のさらなる推進、発展に努力すべきであることから、国に核兵器禁止条約への一日も早い参加と批准を求める意見書の提出を求めるというものであります。

当陳情については、9月3日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

本陳情の審査結果についてであります。日本は、世界唯一の被爆国であり、核のない世界を目指すことが責務と考えております。現在、日本は、北朝鮮や中国の核の脅威に、アメリカの傘下で、緊密な安全保障政策による抑止力により守られております。

この陳情である核兵器禁止条約に参加、批准を国に求めることについては、町及び議会の権限、帰属性を踏まえれば、安全保障、外交など複雑に絡む国政に関する問題であり、地方議会で取り扱う内容ではないと考えるものであることから、本陳情の趣旨には賛同し難いものとして、不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は、委員会での審査の経過と結果に対してのみの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

討論は、先に本陳情に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 私は、核兵器禁止条約への参加、批准を政府に求めるこの陳情は採択すべきと思います。

理由を述べます。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国です。多くの被爆者の長年の夢であった世界から核兵器をなくす、なくしてもらいたい、そういう悲願が、今年1月22日、国連において核兵器禁止条約が発効されるという、そこまでやっと進んできました。

しかしながら、日本政府は、その核兵器禁止条約への参加、批准を拒み続けています。本来ならば、日本こそが世界の先頭に立って核兵器禁止を呼びかける、そういう立場にあるべきだと思います。

そして、国民の多くがどう思っているか。今年8月に日本世論調査会が全国調査をした結果が発表されました。国民の71%が核兵器禁止条約に日本政府は参加すべきだと答えています。実は、この核兵器禁止条約に不参加を表明しているアメリカでも大きな動きが始まっています。先頃開かれた、アメリカの人口3万人以上の都市、1,300ほどあるそうですが、その市長会が声明を発表しました。核兵器禁止条約を積極的に評価すべきだと、そういう見

解を発表しています。

今、日本もそうですけれども、ヨーロッパの多くの国々がアメリカと軍事同盟を結んでいます。それらの国々は今はまだこの核兵器禁止条約に参加を表明していませんが、それらの国々の国民も多くは、核兵器はこの地球上からなくすべきだと、そう考えている、そういう報告が数多くなされています。

今まで人類は、戦争によって相手の兵力をそぐだけではなくて、一般国民を殺傷する地雷や化学兵器や生物兵器、それらを禁止してきました。アメリカやロシアなどはその条約に参加していませんが、今では、地雷を使ったり、化学兵器、生物兵器を使ったりすることはもうできない状態になっています。核兵器も必ずそういう時代が来ます。

核兵器と人類、あるいは地球上の生物は共存することはできません。一たび核戦争が起これば、地球が破壊されると言われています。戦争が起きなくても、間違っただけで核兵器発射ボタンを押してしまうと大変なことになります。平和な世界が一遍に失われてしまいます。そのような状況をなくすためには、核兵器そのものをなくすしかありません。

日本政府は、一日も早く核兵器禁止条約に参加し、批准をすべきです。我が那珂川町でも非核平和都市宣言をしました。それから、世界平和首長会議にも参加しています。それらの流れは全て核兵器禁止です。この那珂川町の議会でも核兵器禁止を求める決議を上げるべきだと私は思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本陳情に対する反対討論を許します。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 私は、本陳情について反対の立場で討論をさせていただきます。

広島、長崎への原爆が投下されて76年の歳月が過ぎました。平和については、国民一人一人が真剣に考えなければならないときがあると私も思っております。

しかしながら、本陳情については、核兵器禁止条約に参加、批准を国に求めることについては、町及び議会の権限、帰属性を踏まえると、安全保障、外交などが非常に複雑に絡み合う国政の問題でありまして、先ほどの委員長の報告にもありましたけれども、地方議会で取り扱うべき内容ではないと考えております。

よって、本陳情については反対といたします。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本陳情に対する賛成討論を許します。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 私は、本陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。

核兵器禁止条約が必要であるのは、核兵器が非人道であり、禁止すべきであるからです。生物兵器、化学兵器、地雷など、非人道的な兵器を国際的に使用禁止とする条約は既にあり、日本は加盟をしています。そして、主要締約国の一つとして、積極的な協力と分担金の拠出をしています。

唯一の被爆国である日本は、武器を持たない多くの民間人の犠牲を出し、終戦から76年経過した現在も、いまだにその苦しみを抱え続けている人々が存在しています。罪のない人や子どもたちが一番の被害に遭う非人道的な兵器である核兵器を禁止し、どこの国にも平等に核兵器は違法であるというルールをつくることは、安全保障上もプラスに働くこととなります。

非核平和都市宣言をしている那珂川町にとって、議会で核兵器禁止条約への参加を求める陳情を採択すべきことは必然であります。非人道的な核兵器のない、平和で安心して暮らせる世の中を子どもたちの未来のために構築していく責務を全うしたいと考えます。

多くの議員の皆様の賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本陳情に対する反対討論を許します。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典君） 私のほうから反対の討論をさせていただきたいと思います。

先ほど委員長からもありましたけれども、我が国は世界唯一のもちろん被爆国であり、先日、広島市長からもこの条約に賛同すべきと、こういう発言がありましたが、全く国はこのことに触れませんでした。

先ほど来、益子明美議員からも話がありましたとおり、この安全保障、外交、これは国政に関する問題だというふうに考えておりますし、そういう意味で地方議会で取り上げる内容ではないと、このように考えますので、反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本陳情に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

採決は原案について行います。

陳情第1号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（鈴木 繁君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号 核兵器禁止条約への参加、批准を求める意見書提出を求める陳情は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和3年第5回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時45分